

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 福島県選挙管理委員会

○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第十四号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二号及び第三号」を「及び第二号から第四号まで」に、「及び福島県知事」を「福島県知事及び福島県議会議員」に改める。

第二十条第二項中「交付」を「交付」に、「又は第三号」を「第三号又は第四号」に、「同条第二項」を「同条第二項」に改める。

第六十七条第一項中「選挙公報掲載文原稿用紙（C）の下に「県委員会が提供する同様の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第二項中「手札型大の写真（C）を「の写真を（書面による掲載文を添付するときは）」に、「明記した写真」を「明記した手札型大の写真、電磁的記録による掲載文を添付するときは電磁的記録による写真」に改める。

第六十九条第一項中「黒色の色素により記載しなければならず、第六十七条第二項及び前条第一項の写真を除き、色の濃淡があつては」を「無彩色で記載し、又は記録しな

ければ」に改め、同条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第四項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第七十条中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第七十条の二第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

第七十一条第一項中「記載し直した」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第八十一条第二項中「氏名の掲示」を「氏名（法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示」に改める。

第八十三条中「又は名簿登載者」の下に「（法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。）」を加える。

第二十五号様式1中「2画（画数のとり）」を「画数のとり」に改め、同様式注意1中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同様式注意2中「写真」を「写真」に、「添付すること」を「添付し、掲載文とともに2画添付すること」に改め、同様式注意に次のように加える。

3 電磁的記録による掲載文を添付するときは、写真、音響、上書き、口述のものも記録して添付すること。

第二十六号様式注意1中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同様式注意2中「記載しない」の下に「又は記録しない」を加える。

第三十一号様式その二を次のように改める。  
その二（参議院比例代表選出議員の選挙用）

党 （な） が 出 称 の 名 簿 等	年 月 日	参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示 ○○市（町村）選挙管理委員会
	党 （な） が 出 称 の 名 簿 等	

名簿(ふりがな)の氏名		(ふりが略)
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者	
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者	

備考

- 一 名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 二 「名簿登載者の氏名」の掲示の順序は、名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- 三 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付すこと。
- 四 「優先的に当選人となるべき候補者」の掲示は、名簿に記載されている順位に従い、右から行うものとし、その他の名簿登載者の氏名の次に記載すること。また、「順位」及び「氏名」については縦書きとすること。この場合においては、「氏名」は名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付すこと。

附 則

- 1 この規程（福島県議会議員の選挙に係るものを除く。）は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公職選挙等執行規程第二十五号様式による選挙公報掲載申請書及び第二十六号様式による選挙公報掲載文原稿用紙は、それぞれ改正後の福島県公職選挙等執行規程第二十五号様式による選挙公報掲載申請書及び第二十六号様式による選挙公報掲載文原稿用紙とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県公職選挙等執行規程第二十五号様式及び第二十六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。